

日本ロマンス語学会会員各位ならびに  
『ロマンス語研究』掲載論文等の著作権者各位

## 『ロマンス語研究』電子化公開にかかわるお願い

日本ロマンス語学会は、1967年より学会誌『ロマンス語研究』を刊行してまいりました。長きにわたり本誌を刊行できましたことは、会員各位のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、本学会理事会におきましては、本誌に対する研究者・一般読者の関心を高め、その内容検索のいっそうの便を図るべく検討を重ねてまいりましたが、本学会ホームページを通じて本誌を電子化公開する方針を定め、本年5月19日開催の第50回大会総会において、その方針をお認めいただいたところです。

電子化公開に際しましては、掲載された論文等の著作権者、すなわち執筆者ないしその著作権継承者の許諾を必要といたします。本学会におきましては、著作権者の権利をできるだけ制約しないよう、『ロマンス語研究』投稿規定及び執筆要項に次の一項を新たに加えることとし、上記総会でのご承認を得ました。

**「10. 掲載された論文等に関して、その執筆者は電子化して公開・公衆送信する非独占的な権利を学会に対して許諾するものとする。」**

したがって、上記総会以後に投稿を募集いたしました学会誌、すなわち『ロマンス語研究』第46号以降につきましては、上記規定が適用されます。

また、創刊号より第45号にいたる学会誌に掲載された、ないし掲載の決定された論文等につきましては、学会に対して同様の許諾をいただきますよう、著作権者各位にお願い申し上げます。本来であればそのお一人おひとりに対して個別にお願いすべきところではございますが、ご連絡先不明の方も少なくないことから、このお知らせによりお願い申し上げる次第です。

万が一、この件に関してご承諾いただけない場合、あるいはご不審がおありの場合は、2013年12月末日までに本学会事務局に文書または電子メールでお申し出ください。ご承諾いただけなかった場合には、当該論文等を電子化公開の対象とはいたしません。

お申し出のなかった論文等につきましては、許諾をいただけたものとして電子化公開の作業を進めさせていただきます。

本学会といたしましては、このお知らせが著作権者の方々のお目に触れることを前提としておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合も想定されますので、2013年12月末日以降におきましても、著作権者各位からのお申し出がありましたら、当該論文等の公開を速やかに中止いたします。

会員ならびに著作権者各位におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2012年12月9日

日本ロマンス語学会会長 長神 悟